

熱中症防止対策の取組について

教育活動において、活動前・活動後に必ず暑さ指数（WBGT）を活動場所において正確に計測し、「熱中症ガイドライン（東京都教育委員会）」に基づき、WBGT 31 度以上で活動を中止する。

熱中症アラート発令時においては、屋外の活動は中止を検討し、活動場所において正確に暑さ指数（WBGT）を計測し、31 未満で活動を行う場合には、水分補給や休息の頻度を高め、活動時間を短縮するなどの安全対策を講じる。

水泳指導においては、日本水泳連盟の指針に基づき、気温と水温の合計が 65 度以上であれば中止とする。また、プールサイドの暑さ指数（WBGT）を計測し、見学者は安全な場所で見学するなどの措置を講じる。